

国際園芸博覧会検討会 設置要領

(設置目的)

第1条 農林水産省及び国土交通省は、横浜市において2026年度の開催を目指している国際園芸博覧会について、国際園芸博覧会を日本で開催することの国としての政策的意義や開催地の考え方等を整理した上で、横浜における国際園芸博覧会の開催について検討を行うため、有識者からなる国際園芸博覧会検討会(以下「検討会」という。)を設置する。

(任務)

第2条 検討会は、国に対し、次に掲げる事項について意見を述べるものとする。

- (1) 我が国が国際園芸博覧会を開催することの政策的意義及び開催地の考え方等に関すること
- (2) その他、国際園芸博覧会の開催の検討に関して必要と認められること

(組織)

第3条 検討会は、別紙に記載する委員をもって構成する。

2 検討会の委員は、農林水産省生産局長及び国土交通省都市局長が委嘱する。

(座長)

第4条 検討会の円滑な進行等をはかるため、進行役として座長を置くことができ、その職は、農林水産省生産局長及び国土交通省都市局長が委嘱する。

2 座長に事故あるときは、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(検討会)

第5条 検討会は、農林水産省及び国土交通省が招集する。

2 検討会は、委員の過半数以上の出席をもって成立する。

3 農林水産省及び国土交通省は、第3条に規定する委員のほか、必要に応じて委員以外の者に対して出席を求めることができる。

4 検討会は、原則として公開する。

5 配付資料は、原則として公開する。

6 議事要旨については、原則として本検討会終了後速やかに作成し、公開する。

7 個別の事情に応じて、検討会又は資料を非公開にするかどうかについての判断は、座長に一任するものとする。

(経費の支払)

第6条 検討会の開催に必要な旅費、謝金等の経費は、農林水産省及び国土交通省がそれぞれ外部に委託した事業者(「委託事業者」という。)において支払業務を行う。

2 委託事業者は、検討会の委員に対し適切な謝金を国の支払い基準に準じて支払う。

3 委託事業者は、検討会の委員に対し適切な旅費を国の旅費規程に準じて支払う。

(庶務)

第7条 検討会の庶務は、農林水産省生産局農産部園芸作物課花き産業・施設園芸振興室及び国土交通省都市局公園緑地・景観課緑地環境室において行う。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、別途定める。

附則

この要領は、令和元年8月23日から施行する。

国際園芸博覧会検討会 委員名簿

有路 信	一般社団法人日本公園緑地協会会長
磯村 信夫	日本花き振興協議会会長
市川 晃	公益社団法人経済同友会副代表幹事
上野 孝	日本商工会議所副会頭
岡村 信吾	株式会社横浜 DeNA ベイスターズ代表取締役社長
賀来 宏和	千葉大学大学院園芸学研究科客員教授
岸井 隆幸	日本大学理工学部教授
北川 フラム	アートディレクター
工藤 亜美	公益財団法人日本いけばな芸術協会理事
久保 成人	公益社団法人日本観光振興協会理事長
隈 研吾	東京大学大学院工学系研究科教授
齋藤 志穂	麓 farm 共同代表
坂田 宏	公益社団法人日本家庭園芸普及協会会長
澤田 みどり	NPO 法人日本園芸療法研修会代表理事
座長 杉森 務	日本経済団体連合会副会長
須磨 佳津江	キャスター
田中 充	公益財団法人国際花と緑の博覧会記念協会専務理事
保井 美樹	法政大学現代福祉学部・人間社会研究科教授
横張 真	東京大学大学院工学系研究科教授
涌井 雅之	東京都市大学特別教授
和田 新也	一般社団法人日本造園建設業協会会長

オブザーバー

外務省 経済局 政策課

財務省 大臣官房 総合政策課 政策推進室

文部科学省 大臣官房 政策課

経済産業省 商務・サービスグループ 博覧会推進室

環境省 大臣官房 総合政策課

防衛省 南関東防衛局 管理部 施設管理課